

同門会規約

第1条

本会は杏林大学医学部放射線医学・放射線腫瘍学教室同門会と称する。

第2条

本会は会員相互の親睦をはかる目的とする。

第3条

普通会員は次の資格を有するものとする。

杏林大学医学部放射線医学・放射線腫瘍学教室に在籍した者、及び在籍中の者。

賛助会員は次の資格を有するものとする。

本会の目的に賛同し、本会々員2名以上の推薦を受けたもの。

第4条

本会に下記の役員を置く。

1. 会長：1名
2. 学内幹事：若干名
3. 学外幹事：若干名

会長は幹事の互選により選出する。

※ 会長、幹事ともに任期は2年とする。(但し再選を妨げない。)

※ 幹事：辞めたい場合は新たに幹事候補を推薦してもらう。

第5条

会長は、会務を総括する。幹事は会員から委託された事項を執行し、本会の円滑な運営をはかる。

第6条

幹事会及び総会を原則として毎年1回開催する。

幹事会は必要が生じた場合には臨時に開催することができる。

第7条

本会の事務局は、杏林大学医学部放射線医学教室内におく。

第8条

同門会規約改定の際は幹事会にて立案、総会での承認を得た後、規約に追加することとする。

附則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。